

■子ども・子育て支援法の給付と子どもの認定区分

幼児教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て支援法において、次のとおり、就学前の子どもに対する給付と認定区分が設けられています。

A 子どものための教育・保育給付		従来の「支給認定」が「教育・保育給付認定」に改められました。	
未就学児の年齢	満3歳以上	満3歳未満	
認定区分	1号認定 (第19条第1号)	2号認定 (第19条第2号)	3号認定 (第19条第3号)
保育必要量	教育標準時間	保育短時間 保育標準時間	保育短時間 保育標準時間
施設利用区分	教育利用	保育利用	
保育の必要性	なし	あり	
対象施設等	◇幼稚園（新制度移行済） ◇認定こども園	◇認可保育園 ◇認定こども園 (◇企業主導型保育事業(地域枠))	◇認可保育園 ◇認定こども園 ◇地域型保育事業（小規模保育等） (◇企業主導型保育事業(地域枠))
利用者負担額	【満3歳以上】 無償化	【3～5歳児クラス】 無償化	【0～2歳児クラス】 住民税非課税世帯のみ無償化 ⇒住民税課税世帯は、保護者の住民税額に応じて市が負担額を決定

新制度の幼稚園や認定こども園の教育利用には、こちらの認定が必要です。

認可保育園、認定こども園等の保育利用には、こちらの保育の必要性の認定が必要です。

B 子育てのための施設等利用給付

無償化に伴い「施設等利用給付認定」が新設されました。

未就学児の年齢等	満3歳以上	【3～5歳児クラス】 ※満3歳到達日以後最初の3月31日を経過している子	【0～2歳児クラス】
認定区分	新1号認定 (第30条の4第1号)	新2号認定 (第30条の4第2号)	新3号認定 (第30条の4第3号)
保育の必要性	なし	あり	
対象施設等	◆幼稚園（新制度未移行） ◆国立幼稚園 ◆特別支援学校幼稚部	◆預かり保育事業〔満3歳～〕 ◆認可外保育施設 ◆病児保育事業	◆一時預かり事業 ◆子育て援助活動支援事業 (ファミリーサポートセンター事業)

新制度未移行の幼稚園等の利用料を無償化するためには、こちらの認定が必要です。

預かり保育事業や認可外保育施設等の利用料を無償化するためには、こちらの保育の必要性の認定が必要です。

※ 利用料の無償化には金額の上限があります。